

## 施設等利用給付確認施設一覧【預かり保育】

《私立幼稚園（新制度園）、認定こども園、区立幼稚園》

以下の施設は、幼児教育・保育無償化の実施に伴い、基本の保育料は0円となります。また、基本保育料（無償）以外に教育内容充実のために各園が独自に定める特定負担額について、月額7,300円まで補助します。

令和7年4月1日現在

NO	幼稚園名	住所	確認年月日	設置者名	預かり保育 (※1)	認可外保育 施設等との 併用(※2)
1	江戸川白百合幼稚園	南小岩8-21-11	令和元年10月1日	手塚 教子	対象	可
2	上一色幼稚園	西小岩2-2-20	令和元年10月1日	秋元 勳	対象	不可
3	こじか幼稚園	鹿骨3-8-3	令和元年10月1日	石井 貴一郎	対象	不可
4	押上第二幼稚園	上篠崎1-4-11	令和元年10月1日	石井 邦男	対象	不可
5	西小岩幼稚園	西小岩3-17-9	令和元年10月1日	宮岸 民子	対象	不可
6	ばとうばし幼稚園	中葛西4-16-11	令和元年10月1日	森田 実	対象	可
7	松本幼稚園	松本2-18-5	令和6年4月1日	大野 晃子	対象	不可
8	みなもと幼稚園	一之江7-45-6	令和元年10月1日	岩楯 常夫	対象	不可
9	宇喜田幼稚園	北葛西4-3-13	令和元年10月1日	中島 敏夫	対象	不可
10	篠崎若葉幼稚園	篠崎町2-64-6	令和元年10月1日	学校法人 篠崎学園	対象	不可
11	プレスクール第2仲よしこども園	中葛西3-3-6 1F	令和元年10月1日	株式会社 なかよし	対象	不可
12	区立船堀幼稚園	船堀6-11-39	令和元年10月1日	江戸川区	対象	不可
13	プレスクール仲よしこども園	中葛西4-12-15	令和2年4月1日	株式会社 なかよし	対象	不可
14	江戸川双葉幼稚園	北小岩2-20-18	令和元年10月1日	学校法人 菅原学園	対象	不可
15	レジナ幼稚園	西小岩4-4-1	令和元年10月1日	宗教法人 カトリック東京大司教区	対象	不可
16	東一の江こども園	西一之江2-28-18	令和元年10月1日	学校法人 田澤学園	対象	不可
17	葛西めぐみこども園	北葛西2-25-4	令和元年10月1日	学校法人 亀井学園	対象	不可
18	新小岩幼稚園	松島4-34-2	令和元年10月1日	学校法人 顕真学園	対象	不可
19	聖明幼稚園	江戸川1-26-29	令和元年10月1日	宗教法人 西光寺	対象	不可
20	松江ひかり幼稚園	西一之江3-33-9	令和元年10月1日	宗教法人 法養寺	対象	不可
21	なぎさ幼稚園	南葛西7-2-54	令和元年10月1日	学校法人 アゼリー学園	対象	不可
22	二ノ江幼稚園	二之江町1379	令和元年10月1日	学校法人 米倉学園	対象	不可

※1 預かり保育が「対象」の施設は、3歳児クラス以上であれば月額上限11,300円まで、満3歳児クラスであれば月額上限16,300円までが無償化の対象となります。ただし、3歳児クラス以上は施設等利用給付認定（保育の必要性の認定 新2号）を取得していること、満3歳児クラスは非課税世帯で施設等利用給付認定（保育の必要性の認定 新3号）を取得していることが要件となります。

※2 併用「可」の施設は、幼稚園等の預かり保育の開園時間が8時間未満あるいは年間200日未満の運営のため、認可外保育施設等の併用が可能です。「不可」の施設は、幼稚園等の預かり保育の開園時間が8時間以上及び年間200日以上の運営をしているため、認可外保育施設等との併用ができません。なお、認可外保育施設等とは、認可外保育施設、認可保育園の一時保育、ファミリーサポートセンター事業、病児保育等を指します。

## 施設等利用給付確認施設一覧【預かり保育】

《私立幼稚園(従来制度園)》

以下の施設は、幼児教育・保育無償化の実施に伴い、基本の保育料は月額上限33,000円まで無償化となります(国基準の無償化制度では月額上限25,700円です)。各幼稚園が定める基本の保育料について、月額33,000円を超える額が利用者の自己負担となります。

令和7年4月1日現在

NO	幼稚園名	住所	確認年月日	設置者名	預かり保育 (※1)	認可外保育 施設等との 併用(※2)
1	暁幼稚園	南篠崎町4-20-22	令和元年10月1日	学校法人 芦田学園	対象	不可
2	浅間幼稚園	上篠崎1-22-11	令和元年10月1日	学校法人 江戸川富士学園	対象	不可
3	江戸川めぐみ幼稚園	北葛西2-25-15	令和元年10月1日	学校法人 亀井学園	対象	不可
4	かんしち幼稚園	一之江2-11-6	令和元年10月1日	学校法人 加藤育英学園	対象	不可
5	東小松川幼稚園	西一之江1-3-22	令和4年1月25日	宗教法人 浄興寺	対象	不可
6	明聖第一幼稚園	平井6-17-30	令和元年10月1日	宗教法人 燈明寺	対象	不可
7	明聖第二幼稚園	松江3-11-24	令和元年10月1日	宗教法人 燈明寺	対象	不可
8	明聖第三幼稚園	瑞江2-9-3	令和元年10月1日	宗教法人 燈明寺	対象	不可
9	明福寺ルンビニー学園幼稚園	江戸川3-8-1	令和元年10月1日	学校法人 明福寺ルンビニー学園	対象	不可
10	大杉神明幼稚園	大杉1-22-1	令和元年10月1日	宗教法人 天祖神社	対象	不可
11	杉の子育英幼稚園	東葛西4-27-3	令和元年10月1日	学校法人 須賀学園	対象	不可
12	清新めぐみ幼稚園	清新町1-4-17	令和元年10月1日	学校法人 亀井学園	対象	不可
13	江戸川幼稚園	清新町1-1-40	令和元年10月1日	学校法人 アゼリー学園	対象	不可
14	聖いずみ幼稚園	南葛西4-17-6	令和元年10月1日	学校法人 奥園学園	対象	不可
15	小松川めぐみ幼稚園	小松川1-2-11	令和元年10月1日	学校法人 亀井学園	対象	不可

※1 預かり保育が「対象」の施設は、3歳児クラス以上であれば月額上限11,300円まで、満3歳児クラスであれば月額上限16,300円までが無償化の対象となります。ただし、3歳児クラス以上は施設等利用給付認定(保育の必要性の認定 新2号)を取得していること、満3歳児クラスは住民税非課税世帯で施設等利用給付認定(保育の必要性の認定 新3号)を取得していることが要件となります。

※2 併用「可」の施設は、幼稚園等の預かり保育の開園時間が8時間未満あるいは年間200日未満の運営のため、認可外保育施設等の併用が可能です。「不可」の施設は、幼稚園等の預かり保育の開園時間が8時間以上及び年間200日以上を運営しているため、認可外保育施設等との併用ができません。なお、認可外保育施設等とは、認可外保育施設、認可保育園の一時保育、ファミリーサポートセンター事業、病児保育等を指します。